

岡山県西部衛生施設組合熱利用施設整備基本計画（案）に対するパブリックコメント提出意見と岡山県西部衛生施設組合の考え方

意見募集期間：令和4年1月7日（金）～1月26日（水）

意見提出件数：2名14件（浅口市1名1件，里庄町1名13件）

- ・提出意見につきましては，同様の内容のご意見をとりまとめ，14項目に分類して，岡山県西部衛生施設組合の考え方を公表しています。
- ・提出されたご意見のうち，公表することにより第三者の権利又は利益を害する恐れがあるもの及び内容が本計画（案）に合致しないものについては，公表を差し控えさせていただきます。

No.	頁	該当部分	意見概要	岡山県西部衛生施設組合の考え方
1	1	1.2 施設の建設計画地	施設の建設計画地は、「番地」まで入れるべきである。 本図面の場所に整備することを前提にしているが，その他の候補地2箇所程度も考え，比較吟味すべきである。	施設の建設計画地は，複数の番地であるため標記しません。 本施設は，新ごみ焼却施設の熱供給を前提とした施設としており，熱供給が可能かつ本施設の整備に十分な面積を有する土地としては，建設計画地以外の候補地は存在しないものと考えます。
2	3	2.2 組合市町(圏域)内の類似施設の状況	里庄町にも民間のフィットネスジムがあるのではないか。	頂いたご意見を参考に確認したところ，里庄町に民間のフィットネスジムが立地されているため，「また里庄町には温水プール、フィットネスジムといった通年で利用できる健康増進施設が立地していない状況です。」は，削除します。

No.	頁	該当部分	意見概要	岡山県西部衛生施設組合の考え方
3	4	2.3 周辺住民のニーズの把握	アンケート調査対象・調査期間を設定した理由を示して欲しい。また、地域別集計結果、年代別集計結果、及びそれらのクロス集計のデータも明らかにすべきである。	アンケート調査は、本施設の導入機能等についてのニーズを把握することを目的として実施しました。そのため、調査対象・調査期間については、本施設の利用促進につながるような意見収集や回答率のアップを重視し、興味・関心が高い人の意見（家族の利用意向も踏まえ回答）を求め、概ね半径 5km 圏内に居住する世帯としました。 ご意見を参考に、クロス集計等については、今後ホームページにて掲載する「岡山県西部衛生施設組合熱利用施設整備基本計画」と合わせて参考資料として公表いたします。
4	8	4.1 敷地条件の整理 表 4-1 計画地の敷地概要 項目：都市計画法等の規制	県の開発許可(あるいは里庄町の開発許可)手続きが必要ではないか。「その他開発行為等に対する制限や指定は確認されない。」というのは疑問。森林法等確認すべき。	都市計画法及びその他条例等による開発許可手続きについては、既に宅地となっている敷地であることから、地形を現地形活用とする場合は手続きが不要であることを関係機関協議にて確認しております。 また、他法令についても同様に手続きの該当とならないことを確認しております。

No.	頁	該当部分	意見概要	岡山県西部衛生施設組合の考え方
5	10	4.3 導入機能 (1)導入機能の構成に関する方針	温水プールその他施設は、スポーツの推進・住民の健康増進のため必要と思われる。しかし、温浴施設については、高齢者利用による健康被害のリスクが考えられ、フィットネスジムには、民間企業による高い収益性が見込まれる。温浴施設及びフィットネスジムは切り離した設置を考えた上で、組合は熱エネルギーを利用できる場所を民間企業に貸し出すまでとし、施設設置、運営は民間企業が行うことが良いと考えます。	本施設は、4つの複合的な機能を持たせることにより、子どもから高齢者まで幅広い世代の利用が期待できるとともに、相乗効果による集客力の向上によって3市2町の財政負担の軽減も期待できると考えております。また、災害対応という公共性・公益性の高い利用も想定していることから、組合の施設として温浴施設をはじめとした機能を複合的に導入し、ひとつの施設として設置することを想定しています。 民間事業者が行う方が効率的な部分や、サービスの質が高まると考えられる部分については、適切に役割分担していくことを検討しています。
6	11	4.3 導入機能 表 4-4 導入機能・施設の考え方 導入機能：健康増進機能 主要施設：温水プール	「小中学校の水泳授業を本施設で実施したいという意向が組合市町より示されており、……」とあるが、保護者及び学校、地域の住民がそれを望んでいるか疑問。吟味が必要である。プールの付帯施設についても、教育現場の意見も聞き、何が不可欠か吟味すべきである。 「ジャグジー」は、特定企業の商品名であるため、別の言い方をすべきである。	令和3年8月に組合市町及び当該自治体の教育委員会に向けて学校利用の意向調査を行ったところ、一部の組合市町から学校利用の「意向有」との回答を頂いております。学校利用については必要な設備等の諸条件等を含めて、今後、検討・協議を重ね決定してまいります。 ご指摘のとおり「ジェットバス」に修正しました。

No.	頁	該当部分	意見概要	岡山県西部衛生施設組合の考え方
7	12	4.3 導入機能 表 4-4 導入機能・施設の考え方 導入機能：避難機能 主要施設：施設の一部を災害時に利用	指定緊急避難所とするに当たって、土石流や崖崩れのこと は念頭に置かなければならないが、「地震時」に限定する のはおかしい。	指定緊急避難所は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 4 に基づき市町 村が指定するものです。災害の種別や避難所 としての機能は、施設整備場所や立地の諸条 件を勘案して最終的に指定される自治体の 判断となります。
8	13	4.4 施設規模 表 4-5 施設規模	温浴施設及びコミュニティスペースは、避難施設として も機能させるべき。したがって、合わせて約 300 m ² とい うのは小さすぎる。合わせて 500 m ² 以上、できれば 1,000 m ² 程度はとるべきである。	本施設における避難機能については、①「災 害時に自宅での利用が困難な方等を対象と した温浴施設の開放」と②「組合市町の指定 緊急避難所としての利用への対応」の 2 機能 を想定しています。①への対応としては、施 設整備の際に温浴施設の開放を条件提示す ることにより十分に対応できる諸室構成と するとともに、運営段階では事業者と協議 し、あらかじめ対応計画を作成し、有事の際 に計画的に対応できるよう努めます。また、 ②への対応としては、組合市町における指定 緊急避難所としての利用計画に留意しなが ら、スペースの確保を図ります。いただいた ご意見を踏まえつつ、災害時に利用しやすい 施設としていきます。

No.	頁	該当部分	意見概要	岡山県西部衛生施設組合の考え方
9	16	4.7 熱利用及び電力利用計画 表 4-1 電力供給方式	「直接供給方式」を基本とし、「間接供給方式」は補完的に活用した方が収支計算上有利ではないか。	電力供給については、新ごみ焼却施設と調整しながら、現在様々な視点から検討を行っております。現時点での売電単価及び電気事業者の契約メニュー、そして直接供給方式に必要なインフラのメンテナンス費用を勘案すると、「間接供給方式」が有利という結果となっています。
10	18	5.1 運営管理方針 (2) 運営計画	温水プールの学校利用に係る諸経費(送迎車関係の経費全てを含む)は学校側が負担するのではなく、全て施設側が負担すべきである。	温水プールの学校利用の趣旨は「学校施設(プール)の維持管理費用に係る自治体財政負担の軽減」であることから、学校利用の実施に必要な諸経費(講師料、施設利用料、送迎車経費等)は学校利用を実施する自治体(教育委員会)で負担していただく事を想定しています。
11	19	5.1 運営管理方針 (3) 運営管理の考え方 表 5-3 提供サービスの位置づけ	表 5-3 の導入機能欄の「その他」の大規模災害時の部分について、コミュニティスペースも含むことを明記すべきである。	内容を明確に「大規模災害時の温浴施設の開放や組合市町へ避難所の提供」に修正しました。
12	20	5.1 運営管理方針 (4) 施設の利用方法 ②利用料金	圏域内類似施設の利用料金の3分の2程度を上限とすべきである。	利用料金については、いただいたご意見を踏まえつつ、圏域内の類似施設を参考に設定いたします。

No.	頁	該当部分	意見概要	岡山県西部衛生施設組合の考え方
13	22	5.3 事業手法 (1) 事業方式	どの事業方式にするかを、この段階で決定すべきではない。最も安く効率よく建設、維持管理、運営できる方法を模索・採用すべきである。	<p>本施設の整備・運営については、設計・建設段階から運営目線でのアイデアやノウハウを取り込めるような事業の仕組みを考えています。これを踏まえ、想定する事業方式「PFI-BTO方式」及び「DBO方式」はいずれも「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」）」に基づく（DBO方式の場合は準ずる）手続きが必要となります。法令上必要な手続き期間なども考慮して適切な時期に事業手法を決定してまいります。</p> <p>また、本施設の整備は、岡山県西部衛生施設組合の施設として3市2町の広域連携拠点施設として、可能な限り国庫補助等の財源を確保するよう努め事業を進めてまいります。本施設の維持管理・運営費につきましても、頂いたご意見のとおり、最も効率よく建設、維持管理及び運営ができる方法を模索・採用する必要があると考えております。</p> <p>事業の全体を通して民間のノウハウを活用することにより、収益性の高い施設となることで、財政負担の軽減を図りたいと考えています。</p>

No.	頁	該当部分	意見概要	岡山県西部衛生施設組合の考え方
14	28	5.3 事業手法 (2) 事業範囲	発注者たる組合側がレイアウトの考え方, 仕様の概略を確定し, それを基本として事業を提案させ・実施させるべきである。	質問No.13 に記載の理由から, 本施設は施設の整備から運営まで一括して民間事業者に委ねることを想定しています。公共事業としての公平性や安定性を担保するために必要な事項については, 組合が要求水準として事業者に提示することにより, それらを踏まえた提案を求めることとなります。 事業の要求水準及び諸条件については, 公平性, 透明性の確保の観点から PFI 法に基づく (又は準じた) 手続きの中で適宜お知らせいたします。